

電気通信事業ガバナンス検討会（第15回）

議事録

1 日時

令和4年1月11日（火）11時30分～13時50分

2 場所

Web開催

3 出席者

（1）構成員

大橋座長、後藤座長代理、相田構成員、上沼構成員、中村構成員、古谷構成員、森構成員

（2）発表者

在日米国商工会議所 杉原 佳堯、宮崎 翔太、大久保 和也、小俣 栄一郎、樺島 清恵、鈴木 渉、竹廣 克、中島 まり、渡辺 弘美

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 立石 聡明、木村 孝
主婦連合会 木村 たま代

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 石田 幸枝

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 奥原 早苗
一般社団法人 My Data Japan 石垣 一司、太田 祐一、伊藤 直之

（3）オブザーバ

内閣官房 国家安全保障局 参事官 山路 栄作

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター 企画官 扇 慎太郎

個人情報保護委員会事務局 参事官 赤阪 晋介

（4）総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、柴山データ通信課長、古賀電気通信技術システム課長、西浦安全・信頼性対策室長、梶原電気通信技術システム課長補佐、小川消費者行政第二課長、高田消費者行政第二課企画官、荻原電波政策課長、巻口サイバーセキュリティ統括官、山内大臣官房審議官（国際技術、サイバーセキュリティ担当）、梅村サイバーセ

キュリティ統括官室参事官（総括担当）、高村サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、海野サイバーセキュリティ統括官室参事官（国際担当）、安藤サイバーセキュリティ統括官室企画官

4 議事

- (1) 事業者等ヒアリング
- (2) その他

【大橋座長】 皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

また、今回、2022年最初の検討会ございまして、そうした中、構成員の皆様方、大変お忙しい中御参集いただきまして、ありがとうございます。今年もどうぞよろしくお願いいいたします。

電気通信事業ガバナンス検討会、第15回会合を開催いたします。

本日の議事はほぼ1つございまして、事業者様、あるいは団体様からヒアリングを行うということでございます。本日のヒアリング趣旨と進め方について事務局より願いいいたします。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】 事務局でございます。

本検討会のこれまでの検討内容について、複数の団体から御意見が寄せられておりますので、前回に引き続き、この会合の場で直接御意見を伺い、本検討会のアウトプットにも反映させていただきたいと考えております。

本日は、在日米商工会議所（ACCJ）様、日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）様、主婦連合会様、全国消費生活相談員協会様、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会様、My Data Japan様に御出席をお願いしております。6団体様いらっしゃいますので、各5分から10分程度で続けて御説明をいただいた後に、意見交換をさせていただければと思います。

事務局からは以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。本日はヒアリングということで、事業者の方々、あるいは団体の皆様方、新年早々お忙しい中、お越しくださいますありがとうございます。

それでは、最初にACCJ様から御説明のほうを、御準備よろしければ願いいできればと思います。よろしく願いいいたします。

【在日米商工会議所 杉原氏】 ありがとうございます。ACCJの副会頭をしております、杉原でございます。本日はよろしく願いいいたします。

まず、在日米商工会議所、私たち、ACCJは3,000名を超える会員と、日米を含め40か国、600社を超える会社から構成されている商工会議所でございます。本日は、総務省様の示した電気通信事業ガバナンスの在り方と、実施すべき措置ということに対して、意見を述べさせていただきます。

資料を1枚めくっていただきまして、まず、サマリーとして、私たちが考える問題点、

そして、提言を資料、それから意見書という形で、既に総務省様にはお渡しをしております。問題点の1番、電気通信役務利用者情報の曖昧な概念。2番、負担の大きい規範的要件の追加。3番、「電気通信役務」の過度に広範な定義及び届出を要する「電気通信事業」の拡大。4番、クラウドに対する規制による、日本におけるDXの推進に重大な支障。5番、性急なスケジュール。そして、提言といたしまして、個人情報保護に関し、個人情報保護委員会と総務省の権限が重複しないようにすること。2番、経済安全保障を促進しつつ、同じ考えを共有する関係国間で自由なデータ流通の恩恵を受けてイノベーションを促進するために、国際的な枠組みを重視し活用すること。3番、公平性及び透明性、日本のデジタルトランスフォーメーションを実現するための幅広い努力と整合的なステークホルダーからのインプット、そして経済の継続的な発展を確保するため、現在の政策形成プロセスを改善することを求めます。

それでは、内容を説明させていただきます。まず、問題点の1番、電気通信役務利用者情報の曖昧な概念について。まず、私たちは、個人情報保護法の対象をオーバーラップする概念である電気通信役務利用者情報で、個人情報より厳しい規律を課そうとしているところを問題だと思っています。大きな概念に、個人情報より強い規律を求めることは論理的に整合性がないと思いますし、個人情報保護委員会でイノベーションを阻害しないよう対象外となった情報（端末識別子）も対象になるということは、これに対して継続審議をするのであれば、個人情報保護委員会で行うべきであると考えます。

同じ問題点1について、電気通信役務利用者情報と、個人情報の関係について、ここに総務省様の別紙が公表されているが、個人情報との関係性が判然とせず、かつ、産業界の実態が踏まえられておらず、企業において対応が困難である。特に、議論すべき論点としては、それぞれ個人情報保護法で定義、規律の異なる個人情報、仮名加工情報、個人関連情報について、電気通信役務利用者情報として、一緒くたに規律を課してしまうということは、イノベーションを阻害しないという改正個人情報保護法の趣旨を滅却することになるのではないか。個人情報として、個人情報保護法で保護されるものについて、企業が長期間リソースを費やし、CPO/DPO等を設置して、法遵守の努力をしてきたものについて、電気通信事業法によって、新たに独自の規律を課す根拠は希薄であり、企業の統制活動に対して、いたずらな混乱をもたらすものではないか。そして、個人関連情報は、単体では個人を特定できないというのが定義であるが、それを利用者の識別の可否によって、さらに電気通信利用者情報に該当するか否かで規律を分けるのは、複雑すぎるのではない

か。そして、個人情報保護法において、個人識別符号についてイノベーションを阻害しないよう検討の上、定義を規定し、端末識別子等ユーザーデータについて検討の上、提供先で個人データとなる個人関連情報の第三者提供のみ、改正法の規律の対象とした。これは令和2年改正、制度改正大綱ということで個人情報保護法改正プロセスにおける政府と民間との丁寧な検討の意義をないがしろにするのではないかと考えます。

もしここで検討の必要性があれば、当然のことながら、見直しが規定されている個人情報保護法の中で行うものではないかと思われます。さらに、別紙の中で、利用者ID、アカウント、位置情報、クッキー等々が書いてありますが、これらはヨーロッパにおいても、現在クッキーなどの規律が実質的に有益かどうかということが議論されている中で、なぜ後追いの規律をするのか疑問でございます。

3つ目、電気通信役務利用者情報への規制の必要性、規制の弊害を踏まえた許容性について、十分な検討、説明を行い、日本における国際的なビジネス環境の強化に資するべきである。政策目的として、具体的にどのようなリスクに対応する必要があるのかが不明確であり、一方で、規制の対象が極めて広範になるため、事業コスト等の弊害が大きいことは明確である。利用者情報保護の目的は理解するものの、政策目的を十分に検討した上で、必要最小限のものとするべきである。例えば、匿名のSNS等であっても、一部でも本人特定情報を登録して利用する者がいれば、個人情報保護法に基づく対応が求められるため、ほとんどの事業者は個人情報保護法の安全管理措置等を実施するのではないか。こうした中で、電気通信役務利用者情報という新たな概念を適用して、規制する必要性がどの程度あるのか。SNS等の投稿についても規律の対象となることを検討するとされているが、LINE問題対応、経済安全保障という総務省の掲げる目的と関連性がなく、いかなる権利利益を保護しようとしているのかが不明である。個別の事件、事象への対応のために今回の法改正が必要であるとするならば、今後、同様の事象が生じるリスク、それに対する効果的な規制態様、どの法律で対応がより適切かといった観点について、より詳細に検討すべきである。また、グローバル、ベストプラクティスを参照した上で、日本における国際的なビジネス環境を維持、強化に資することが必要であると考えからでございます。

問題点の2番、負担の大きい規範的要件の追加、扱うデータの中身に関わらず、サーバの所在地を明記させるルールは国際的にも極めて異例であり、データ流通に関する考え方を同じくする関係国と高リスク国が同じ扱いで、これまでの国際連携の方向性と整合しません。伝送インフラ（ハード）を規律の対象としてきた電気通信事業法で、全体の規律を

見直すことなく、情報の取扱い（データ）に関する広範で一般的な規律の導入を検討していることが疑問であると思っております。例えば、課題として、情報の漏えい・不適切な取扱い等のリスクや通信サービス停止のリスクが高まりつつあると考えるのであれば、設置してあるサーバへのガバナンスが課題なのであって、設置場所に関する規律では対策になっていないと考えられます。例えば課題として、情報の漏えい・不適切な取扱い等や通信サービス停止が生じた場合には、多様な個人的法益、社会的法益、国家的法益の侵害につながるおそれがあると考えるのであれば、データの取扱いについては、アジア太平洋経済協力の越境プライバシールールや国際標準を含む国際的な枠組みが尊重されるべきであり、結果として、経済安全保障の観点からは、その判断の負担を利用者に委ねることになり、利用者負担の観点からも適切であるとは思えません。

問題点の3番目、「電気通信役務」の過度に広範な定義及び届出を要する「電気通信事業」の拡大について。新たに電気通信事業法の規制対象（届出義務）にしようとしているサービスが不明確である。さらに基準となる利用者数「1,000万人＝国内消費者の約1割」がなぜ適当なのか、論理的な説明がありません。他人の通信を実質的に媒介する事業者が1,000万人以上利用するSNS、検索などとするのであれば、これは規制を必要とする根拠が乏しく、対消費者のインターネットサービスは広範になり得ることから、他人の通信を媒介する事業者（メッセージ機能）などは既に届出をしているが、1,000万を超えると、さらに規律の上乗せになります。

問題点3の2つ目の懸念、電気通信役務利用者情報保護の定義が曖昧で、電気通信事業法のコア概念である、1番、通信の秘密に関わる情報漏えいの防止、2番、通信設備の故障等によるサービス提供の支障の防止との関連が説明できない。電気通信役務利用者情報保護は、コア概念の上に新たに追加される幅広の概念であり、新たに規制対象として検討されているサービス、SNSや検索、または口コミサイトなどで公開される情報は、通信の秘密とは本来的に無関係、主に公開されることが目的であると考えます。

次に、違った観点からですが、問題点の4番、クラウドに対する直接規制による日本におけるDX実現に重大な支障を生じるということ。クラウド事業者（CSP）が、電気通信事業者へ電気通信回線設備の伝送交換の制御に関わる機能を提供する場合、クラウド事業者に対し、電気通信事業法により直接規制を課すこと（電気通信事故の報告義務等）が提案されているが、クラウドサービス事業者に対するこのような規制は、各国でも例を見ない独自の規制であることに加え、柔軟かつ効率的なITリソースの提供というクラウド

サービスの本質を妨げるものであり、結果として、利用者に不利益をもたらし、日本におけるDXの実現に重大な支障となり得るものであります。

クラウド事業者は、事業分野を問わず、様々な顧客にITリソースを提供しているが、一般的に顧客がITリソースをどのような目的で利用するか、関与はしていない。提案のような規制が導入された場合、クラウド事業者は顧客の目的を把握し、顧客の事業分野に応じた規制に直接対応する必要が生じるが、このようなことは柔軟かつ効率的なITリソースの提供というクラウドサービスの本質を妨げるものである。資料に構成員の先生からの意見も入れさせていただいておりますが、仮にこのような規制が先例となり、様々な事業分野で導入された場合、クラウド事業者は、顧客に対して柔軟かつ効率的にITリソースを提供することが困難になり、利用者側も効率的なITリソースの活用が妨げられ、新たなサービスの展開やイノベーションが阻害され、ひいては日本におけるDXの重大な支障となることが懸念される。例えば、皆様方も昨今、お正月でいろいろなものをお召し上がりになられたと思うんですけども、トラックで食品を輸送しています。これは食品衛生法がトラック輸送にかかるとは思いません。と同時に、同じトラックでお菓子を輸送していると仮に仮定すると、これが薬事法に関わるとは思いません。反対に、そういうものに関わると仮に仮定すると、もう既にそれは社会生活として成り立たないと思うわけであり、一方、政府のデジタル臨時行政調査会様から私たち経済界は、DXを導入する上で不必要な、障害となっているような規制をヒアリングされております。そんな中で、こういう新しい規制が取り入れられるのはいかなるものかと考えている次第であります。

総務省は、各事業分野の先頭に立って不合理な規制を撤廃し、規制を合理化して、日本社会におけるDXを推進する立場であるはずで、クラウドサービスの本質に反するこのような規制の提案は撤回し、むしろDXの推進のため、各事業分野でこのような規制が導入されないよう、チェック機能を果たしていただきたいと思っております。

その上で、絶えず進化するクラウド技術やそのトレンド、実ビジネスでの利活用の方法、サイバーセキュリティ対策等について、総務省とクラウドサービス事業者に情報交換、あるいは協力連携していくことが官民双方の信頼醸成とつながり、日本社会のDX実現にとって重要と考えます。

本日のまとめ、「最後に」でございますが、ACCJは、常に規制に対してクラリティ（明確さ）、トランスペアレンシー（透明性）、そしてアカウントビリティ（説明責任）が必要であるをお願いしておりますが、今回、この規制案は複雑で裁量に満ちており、何を執行し、

結果をどう測定するのか説明がなされているとは思いません。誤解のないように申し上げますと、私たちは、総務省が通信の安全や安定の確保のために規制を設けることに異を唱えているわけではなく、むしろ事前のミーティングでも、総務省が今までのハードウェアや通信の秘密という規制の権限からソフトウェアやデータ、あるいはビットの通信の安全や安定の確保ということを目指していることは理解すると申し上げております。しかしながら、今回、行われようとしている規制は、通信、伝送そのものから通信の中身に対応するものであり、通信の中身の区分けを総務省が極めて曖昧な定義の電気通信役務利用者情報という形で規制するものであります。これは、当局が通信の中身に介入することを意味し、大きな懸念を持つものであります。よく考えてみると、それはあたかもいわゆる懸念国が用いる方法とも似ており、民主主義の価値観から申し上げれば、通信の中身については、当局ではなく、個人関連情報は個人情報保護委員会、法人関連情報は公正取引委員会という第三者機関で行うのが基本ではないかと考えるからであります。なので、電気通信事業法という形で領空侵犯するのではなく、まずは、それぞれを整理し、レジティメイトな手段で、それぞれの権限者が必要なガバナンスを効かせることこそが、まさにガバナンス検討会の趣旨でないかと理解をしております。

そういう意味では、問題点の5番、性急なスケジュールというところでございますが、この点は、さきに総務省と弊所とのミーティングで、御説明、おわびをいただいたということで、あえて取り上げることはいたしませんけれども、残念でならないのは、私たち米国産業界と日本の産業界、そして、米国政府、日本政府が日米インターネット協議というのを毎年開いており、今回、11月の初旬に開いたもので、この話が出てこなかったというのは甚だ残念であると考えております。

最後に、ACCJはレベル・オブ・プレイング・フィールド、条件を公平にすることも規制や法執行には必要と考えております。今回の曖昧な理由の中で広げられる規制に加えられるSNSと検索、そして、1,000万という根拠のない閾値は、結果として米国企業を狙い撃ちしたものであり、懸念国の同じようなサービスはまさに野放しであることは、経済安全保障の観点から考えても、同盟関係から考えても大きな疑問だと思っております。加えるならば、狙い撃ちされている米国企業は、そもそもLINE問題で懸念が伝えられている国での活動はないか、ほぼないに等しいということは皆様も御存じのとおりであります。総務省様、また、委員の皆様方におかれましては、民主主義、同盟関係ということをもう一度思い出し、この提案を考え直してほしいと思う次第です。本日は機会をいただ

き、誠にありがとうございました。

【大橋座長】 杉原様、御説明ありがとうございました。

意見交換のほうは後ほど、まとめてさせていただければと思いますので、しばらくお待ちください。

それでは、続きまして、J A I P A様のほうから御説明いただけるということですので、御準備よろしければ、よろしく願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会 立石氏】 ありがとうございます。日本インターネットプロバイダー協会の立石と申します。よろしく願いします。

電気通信事業者における、我々としては、むしろガバナンス強化の必要性があるのではないかということについて、簡単に御説明させていただきたいと思います。1枚おめくりいただきまして、2ページ目になります。

簡単に我々の概要を御説明させていただくと、97年、もう二十何年前になりますが、100社余りで、地方のISPだけで任意団体を作ったんですが、その後、大手ISPさんに参加していただいて、99年に任意団体、2000年の12月に社団法人となって、現在は一般社団法人となっております。会員数は約145で、代々木の駅前というところで、地方のISPも集まっているんですが、コロナ禍で今は集まりができないので、オンラインばかりという形でございます。

3ページ目になりますけれども、J A I P Aと一般的には言っていたいてありますが、唯一の業界団体で、大手のISPだけではなく中小のISPも、いまだに100社余りありまして、基本接続のプロバイダーだけだったんですが、今は地方のプロバイダーが多いということで、実際のシステムやインフラをさせていただいたり、あるいは、DXを促進していく上で地域の自治体と一緒にいろいろなことをやっているということで、まちづくりなんかも一体でやっている事業展開を行っているものが、特に地方のほうは多いです。大手は御存じだと思います。そのほかに、クラウドとかホスティング事業者、それからインターネットに関連するサービス、セキュリティ等の事業者も一緒になって今、業界団体を構成しているということでございます。

4ページ目ですが、我々としては、ユーザが安心して通信を利用できる環境の構築を、ということをもともとやってきたわけですが、それが電気通信事業法の基本であるとも考えております。特に、新型コロナウイルス感染症が広がってから、一気にデジタル化の波が世界的にも押し寄せてきて、日本もその例外ではないという認識ですが、DXの推進と

かポストコロナにおいても、インターネットが国民生活、それから社会基盤としても重要だろうと。特にDXの推進というのを北欧の方とお話をすると、何が肝なんですかということ、国民、あるいはユーザの信頼が一番なんだとおっしゃっている方が多いように、私としては感じております。こんな時代に、利用者が安心してインターネットができる環境を維持していくことこそが極めて重要であって、その重要性が高まることで、現在、皆さん御存じのように、大量の情報収集が行われ、サイバー攻撃といったリスクが高まっている中では、業界全体として、このリスクに対応するためのガバナンスが必要ではないかと思えます。

5 ページ目です。特に、2018年の海賊版対策の議論のときによく話したことなんですけども、通信事業者は、ユーザを守る立場であると。ISPとかの通信事業者、特にいわゆる下位レイヤーの部分は通信の秘密を保護しつつも、ガイドラインをつくったり、それを運用したりすることで通信の秘密を抵触することなく、ぎりぎりのラインで利用者を守ってくるという役割をやってきました。ところが、時代の変化とともに暗号化した通信が大量に今、流れていると。主にももちろん、いわゆるOTTというところになりますけれども、そうすると、ユーザを適切に守るにはプロバイダーだけではなくて、OTTさんにも頑張ってやっていただかなければいけないという時代になっていると思えます。今回、検討されている内容については、電気通信事業者としても当たり前やってきたことなので、特に難しいものがあるのかというよりは、むしろ当然果たすべき役割ではないかと思えます。

6 ページ目になりますけども、それをもう少し詳しくお話しさせていただくと、SSLとか、もう今やHTTPSは当たり前にはなっています。それからアプリ内通信と、もうこれも恐らくほぼ暗号化されていると思えますので、電気通信事業者、我々、ISPとか下のレイヤーから見ると、何が起きているのか見えないわけです。特に、下の通信のイメージ図を書いていますけども、OTTレイヤーとIPレイヤーの間に暗号化というのが挟まると、我々が海底からだすると、海上を走っている船が何の荷物を乗せているか分からないわけです。それが攻撃かもしれないし、そうじゃないかもしれない。ということで、それが攻撃かどうかということについては、OTTレイヤーのほうでやっていただかないと、我々としてはどうしようもないと。もちろん下から見えるものについては、従来どおりユーザを守ると。あるいは、安定した通信をするために頑張るといことはやるんですけども、時代として、暗号化のレイヤーが入ってしまっているので、なかなか難し

いということでございます。

7 ページ目です。サイバーセキュリティに関してですけれども、2007年頃から業界団体でインターネットの安定的な運営に関する協議会というのをつくって、ガイドラインをつくって、数年置きに今まで計5回ほどにわたり改定も行いながら、やっております。ガイドラインそのものは民間のものではあるんですけれども、電気通信事業者がD o S 攻撃などのサイバー攻撃、マルウェアの感染対策、迷惑メールの大量送信及び壊れたパケット等を識別して、その通信の遮断などの対処を実施するに当たって、電気通信事業法等の関係法令に留意して、適切に実施するための参考資料として作って、一種の共同規制的な役割としてやっていると。攻撃の対策だから何をやってもいいというわけじゃなくて、通信の秘密を最大限守りながら、今までもやってきております。ただ、近年、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃に適切に対処するためにはなかなか難しいものがあって、攻撃元、指令元、攻撃先情報、こういったものについて、事業者間で情報連携するということは今まではできなかったものですから、今回改正して、これが比較的簡単にできるということになれば、ユーザさんそのものを守ることだけではなく、インターネットの安定的な運用という面からも、事業者にとっては非常に有益であるということで、我々としては大いに賛成したいと思います。

それから、8 ページ目ですが、幾つか話題になっております、端末IDとかC o o k i e の関係では、ガラパゴスという御意見もどこかであったみたいなんですけど、逆に我々として思うのは、グローバルな調和の必要性があるんじゃないかと。その1つは、EUのe P r i v a c y 指令で、10年以上前から、実際にはC o o k i e 等端末情報を取るには、原則として同意が必要だと。これは日本の通信の秘密と同じだと思うんですけれども、この辺に関していろいろ見ていると、むしろC o o k i e のオプトアウトの方法について、そもそもEUのe P r i v a c y 指令で求めているものとは違う方法で同意を取っているのでは問題じゃないかという記事もよく見かけたりします。それから、EUだけでなくアメリカにおいても、これはカリフォルニア州だけにはなりますけれども、C C P A で、カリフォルニアでは端末情報について、オプトアウトはちゃんとしなさいと義務づけられていると。そこに小さく書いているんですけども、端末IDやC o o k i e 等の端末情報について取得しようとする際には、利用者確認の機会を適切に与えないと、むしろグローバルな規制との調合が図れないのではないかと思います。それができないのであれば、むしろサイバーセキュリティ対策を確保していくことが、我が国がグローバルに提唱するD

DFFTを確保する観点からも重要ではないか。この辺が崩れてくると、そこに小さく書いていますけども、GDPR等の充分性認定にも影響してくるということがもしあるのであれば、日本企業にとってかなり大きな痛手になるのではないかと予想されると思います。

最後の9ページ目ですが、繰り返しになりますけれども、まとめとして書かせていただいています。これまでも電気通信事業者、我々ISP、それから、いわゆるもっと低いレイヤーの事柄も含めて、通信の秘密の保護、それから利用の公平、それから電気通信事業者における個人情報保護などを遵守してきました。その上で、さっき言ったサイバー攻撃にも対処してきました。ところが、先ほど申しましたような暗号化とかアプリ内通信といった形で、従来の通信の枠を超えて複雑化したり、それから新たな事業者が登場して新たなサービスを提供すると。それはもちろん歓迎なんですけれども、ただ、その中で一定の規律を検討することは求められるのではないかと。恐らくユーザーさんを守るということは、現状でも一定レベル、ユーザーさんを持っているところだと、もう既にやっていることだとは思いますが、そんな過剰なものなのかということが、どなたからも具体的な話が出てこなかったの分らないんですけれども、通信の秘密を守るためにやっているのであれば、特に問題ないんじゃないかと思うんですが、通信の秘密そのものに関しては、日本の憲法が保障する国民の権利であって、これはいかなる力からも守られるべきであって、通信事業者、これはOTTの方も同じだと思うんですけれども、日本においては最後のとりでとも言える存在ではないかと思えます。

これも繰り返しになりますが、複雑化し、巧妙化したサイバー攻撃に対しては、ISP間の連携というものが需要であって、インターネットの安定的な運用の面からも有益であると。それを検索サービス、大手プラットフォームが上記のような体制を取ることは極めて重要な環境整備であって、ユーザーさんから見ても、ちゃんとしていないところを使いたいかという、決してそうではないでしょうし、そういう意味でも必要な措置ではないかと思えます。これらを適切に行うことが、サイバーセキュリティ対策とかユーザー保護という観点から、我が国がグローバルに提唱、推進する、DFFTを確保する観点からも重要だと考えます。

以上です。どうもありがとうございました。

【大橋座長】 立石様、ありがとうございました。意見交換のほうは、後ほど最後にまとめてやらせていただければと思いますので、次に進めさせてください。

続いては、主婦連様より御説明をいただけるということですので、よろしく願いでき

ればと思います。

【主婦連合会 木村氏】 主婦連合会の木村と申します。本日は、このような機会をいただきましてありがとうございます。本日は消費者の立場というところから説明させていただきますと思います。

まず、既に御存じかと思いますが、簡単に主婦連合会について紹介いたします。主婦連合会は、「消費者の権利を確立し、いのちとくらしを守る社会をめざします」ということを活動目標に掲げまして、活動している消費者団体でございます。消費者の安全、安心な暮らしのために、毎年活動方針を決めておりますが、その1つとして、「複雑化する情報化社会で消費者の権利が尊重されるよう取り組みます」として、通信が安全、安心に利用できるようにと取り組んでおります。

3ページ目をお願いします。さて、皆様御存じのとおり、コロナ禍になりまして、今年で3年目となります。コロナ禍によって、それまで普通に過ごしていた暮らしが密を避けるということで、本当に一変いたしました。これまでオンラインを使用していなかったことについても、利用しなくてはならないということになってきてしまいました。ここに書かせていただきましたように、コロナ禍によって、密を防ぐデジタルの利用が増加ということで、SNSの利用ですとか在宅勤務、オンライン授業、オンライン会議、ネット通販、ネット視聴、本当にキャッシュレス決済も含めまして、通信を利用するということが当たり前になってきております。また、昨年9月にデジタル庁が創立されまして、デジタル庁による政策の推進ということで、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を」ということで、デジタル化の促進がされております。デジタル化の基本戦略としましては、安全・安心の確保、そして目指す社会を実現するためには、施策を展開する6つの分野ということで、いろいろされておりますけれども、利用者視点に立つ、高齢者、障害者の支援ということが目標の1つとされています。

しかし、そうは申しまして、事業者と消費者の間の情報格差ですとか不透明感などもございまして、結果として、通信関係のトラブルが増加していることが懸念されております。具体的には、悪質サイトでありますとか悪質事業者による偽ショッピングサイトですとかフィッシングサイト、大手サイトでも偽ブランド品が売られていましたりとか、対策はされていると思いますけれどもそういったことがあったりですとか、あとは定期購入、そして返品トラブル、サブスクなど、本当に様々なトラブルが起こっていることが実態でございます。

4 ページ目をお願いします。こうしたことを踏まえまして、利用者から見たデジタルコンテンツはどのようなものかまとめてみました。まず、人によって通信環境ですとかリテラシーが本当にまちまちでございます。そして難解であること。本当に分からないと、そういう方が、そこでそれ以上、受け付けないというのがすごく多くて、それに加えて、例えば文字が小さいですとか、それから用語が分からないですとか操作が難しいということで、本当に分からないとおっしゃる方がすごく多いです。そして、いざ使ったときにアプリケーションなんかはそうなんですけど、まず、同意画面が出てきます。ただ、同意しないと使えないわけですから同意したんだけど、一体自分は何に同意したか分からない、文字が小さいですし、本当に同意画面が複雑です。それに加えて、じゃあ同意しました、使いました、でも自分の情報がどのように管理されているか分からないという不安があります。個人情報ですとかアクセス履歴ですとか望まない広告配信ですとか迷惑メールなど、もう嫌だなと思うことはすごくあると思います。そしてまた、サイバー攻撃などもありますし、セキュリティは確保されているのかという不安感があります。これは事業者と消費者の間の情報格差がすごく大きいということが原因だと思えますし、消費者にとっては、すごく不安が大きいと言えます。そのことから、例えば情報漏えいといった問題が発覚しますと、事業者にとって消費者の信頼を回復することは大変難しいのではないかと思います。この不安感というものが、デジタル化の推進が滞る原因の1つになっていると私は考えております。

5 ページ目をお願いいたします。そうしたことも踏まえまして、私も参画しておりますけれども、プラットフォームサービスに関する研究会において、検討がされております。こちらのほうは、2018年10月から開催されておまして、利用者の端末情報の適切な取扱いを確保することによって、利用者が安心して通信サービスを利用できることの重要性を2019年の4月の中間報告書ですとか、2020年の2月の報告書において指摘しております。また、2021年9月の中間取りまとめにおいては、この報告書の内容を踏まえて検討が行われております。会議プロセスは御存じのとおりですけれども、全て公表されておまして、パブリックコメントも経ております。

消費者が不安を持っているということは、今後もなかなか難しい問題ではあるんですけれども、消費者が安全安心に通信を利用するために規制を導入することについて、私は重要だと考えております。プラットフォームサービスに関する研究会に関しては、本当に誹謗中傷ですとか違法有害情報ですとか偽情報、そして利用者情報の適切な取扱いの確保に

ついて、今後も引き続き検討していくことになっております。

6 ページ目をお願いいたします。それでは、消費者が安全安心に通信を利用するためにはどういったことが必要なのかということなんですけれども、今後、仮想化ですとかクラウドなどの技術によって、通信ネットワークの多様化が進展することが予測されます。これまで以上に、消費者にとっては利便性が高まるんです。ただ、その一方で、よく分からないまま、利用するということが増えてくる可能性があります。もちろん分かっている方、リテラシーの高い方もいらっしゃるんですけども、全ての方がそうとは限りません。利用者情報が不適切に利用されていたとしても、そのサービスを使わざるを得ないということもあります。そういったことが実情だと思っております。デジタル時代ではスピードが速いことも含めまして、その特有性によって誰でも脆弱になる可能性があります。特に脆弱になってしまう人については、子供ですとか高齢者の方がいらっしゃいますけれども、普通の消費者の方であっても、その方が置かれた立場ですとか所得ですとか状況によって、脆弱性に陥る場合があるように思います。そういったことも踏まえまして、利用者の視点に立ったシステムやツールを作ることが重要じゃないかと思っております。通信は利用者が利用しなければいけない、利用しやすいように作らなければ結局見向きもされないで、一時的にはいいのかもしれませんが、廃れていってしまうのではないかと考えます。

また、情報提供のされ方ですとか表示のされ方などが誘導されたものではないかということなど、誰もが安全安心に利用することができまして、心豊かな暮らしや社会の持続可能性の実現をするためには、利用者視点に立ったシステムやツール作りが重要だと思います。特に同意に関しては、何に同意したのか明確に分かるようにすることが求められています。また、一度同意したからといって変更ができないのは困りますし、その変更が簡単であったりですとか、同意が定期的に確認できるような、そういったことも必要だと思います。そのためには情報機器に不慣れな方にも分かりやすいものであるべきですし、また、事業者には、外部に開かれた形で対応や情報発信をして、信頼関係を築くことが重要です。透明性の確保というのは、今後はさらに重要になってくると思います。そして、通信の秘密と利用者情報の適正な管理と利用、ここに消費者は大変不安を持っていることがございますので、ここはきちんとしていただくことが必要だと思います。そしてセキュリティの確保、一度漏れてしまった情報は、なかなか取り返しがつかないことになりますので、ここがきちんとしていることが重要だと思います。そして、国際的な連携です。日本の国内

だけではなくて、いろいろな国の事業者が日本でもビジネスを展開しておりますし、今後もしていくことと思います。そういったことで、国際的な連携は必要だと思っております。そして、きちんと消費者保護を行っていただきまして、引き続き安全安心に通信を利用していけるように期待したいと思っております。

私からは以上です。どうもありがとうございました。

【大橋座長】 木村様、ありがとうございました。後ほど、また意見交換させていただければと思います。

続きまして、全相協様にも御説明を今回、いただけるということですので、御準備よろしければお願いできればと思います。

【全国消費生活相談員協会 石田氏】 全国消費生活相談員協会の石田です。本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。

私からは「安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保のために」という題で、お話をさせていただきます。

1 ページ目をお願いいたします。本日のお話しさせていただく内容ですけれども、まず、私どもの協会の紹介、そしてサイバー攻撃、通信事故の問題、情報の適正な取扱い、情報取得の仕組みや収集される情報について、利用者に情報提供について確認の機会を、という内容で説明をさせていただきます。

2 ページ目をお願いいたします。私どもの団体は、1977年に「国民生活センターの消費生活相談員養成講座修了者の会」として発足しました。10年後に社団法人となっております。また、2007年に適格消費者団体に、内閣総理大臣から認定を受けております。2012年に公益社団法人となっております。全国に7支部ございまして、会員は全国の消費生活センターに勤務する相談員が主な会員で、約1,800名おります。また、協会に賛助会員様として、参加して下さっている企業様が80社ほどございます。

3 ページ目をお願いいたします。主な活動は、全国の3か所の事務所で、行政が相談を行っていない週末に、「週末電話相談」を開設しております。また、年に1回、「電話相談110番」を開催しております。そして、適格消費者団体の活動としましては、事業者の不当な勧誘や不当表示、不当条項について、差止請求や改善要望などを行っております。これらの情報から各省庁、業界団体、事業者との意見交換などで、消費者の声を伝えるという消費者委員の活動も行っております。本日はそうした中から、お話をさせていただきたいと思っております。

4 ページ目をお願いいたします。ここからが本題です。まず、サイバー攻撃・通信事故の問題についてです。企業がサイバー攻撃に遭って、利用者情報が漏えいしたということがしばしば報道されるようになりました。また、通信事故によってインターネットにつながらないというトラブルも発生しています。その原因が通信事業者だけではなく、クラウドサービスの事業者や、関連する他の関係事業者のケースというのも見られています。また、事業者が海外事業者の場合もございます。こうしたことから、サイバー攻撃・通信事故の対策というのは、トラブルが社会全体に波及する可能性も考えられますので、一企業の取組ということではなくて、関係する企業全体とか国としての対策というのが必要ではないかと思います。情報漏えいとかネットにつながらないと、「SNSを含む」と書いたんですけど、そういったトラブルが起きたときは早急に利用者に通知し、その時点での対応策を周知していただきたいと思います。つながらないといったことや情報が漏えいしたという場合に、すぐに皆さんがネット上に様々な情報を書き込んでいます。つながらないことをこういうようにするとつながるみたいな情報が載っていたりするんですけども、それが本当に正しいかどうかということも分かりませんので、解決してからということではなくて、事故が起きたとき、また、つながらないというときには、状況をすぐに消費者に通知して、その時点で、今はこうしてくださいといった対応策を周知していただきたいと思います。本当は周知する場所というのを1か所に決めていただいて、そこを見れば皆が分かるということにしていいただきたいとか書こうかと思ったんですけども、そうするとアクセスが混んでしまうということにもなってくるかと思いましたので、各々の企業でやっていただくことがよろしいかと思います。

ここに「SNSを含む」と書いたんですが、SNSが電気通信事業法、事業者に該当しない場合とか、する場合というケースによって違うということはあるかとは思ったんですけども、一般消費者から見れば、ネットにつながらないということで、それも同じというように見えていると思いますので、SNSを含むということで書かせていただきました。

5 ページ目をお願いいたします。情報の適切な取扱いについてです。問題となりましたのが、LINEによる利用者情報の不適切な取扱いとかフェイスブック利用者情報の不適切な利用があったといった問題が報道されました。また、企業の社員による情報データの持ち出しとか、一番これが多いかと思うんですけども人為的なミスということによる情報漏えいというのが多く発生しているという状況があります。ただ、一般利用者、消費者としては、利用者情報が不適切に取り扱われていたということが分かったとしても、広く

利用されているサービスについては利用せざるを得ないという状況があります。1人だけそのサービスから離脱するという事は、連絡が取れなくなるとか情報が届かなくなるといことになりますので、どうかな、不信だなと思ったとしても離脱はできないということになるかと思います。そういうことを考えますと、利用者情報の適正な管理のためには、個別事業者によるガバナンスの強化というのは当然重要です。ですけれども、一企業ずつだとばらつきが出るということでも困るかと思いますが、国による一定程度の新たな規律というのが必要ではないかと思います。

6 ページ目をお願いいたします。次が情報取得の仕組みや収集される情報についてです。これは「相談より」と書いたんですけれども、これだけの相談ということじゃなくて、様々な相談の中で消費者が言っているといったことがありますので、取り出してみました。ネット通販の申込みフォームに入力し、送信しなかったのに後日、『『ご検討ありがとうございます』とメールが届いた、一体どういうことなんだ。」ということです。次が「一度検索しただけなのに同じ広告がいつも出てくる。個人情報心配だ。」「テレビの番組で、ネット上の情報から調べれば、いろいろな情報を重ねればということになると思うんですけれども、個人を特定するのは簡単だと言っていた。個人情報をネットに書き込んだりはしていないんだけど不安だ。」ということがありました。

ネット検索で収集されたデータは個人を特定できない形で、現在、加工された形でビッグデータとして利用されていますけれども、様々なデータから個人を特定できるとなると、不安に思うという利用者も多いと思います。特に、テレビ番組等でそうしたこと、こうやって調べられて特定できるみたいなことを最近、番組でやっておりますので、ますます不安に思う方も増えているのではないかと思います。

7 ページ目です。情報取得の仕組みや収集される情報について、まず C o o k i e については、事業者だけではなくて利用者にとっても利便性のある機能ではありますけれども、行動履歴とか利用者が識別されるということについての不安とか、保存されたいろいろな情報や、ID・パスワード、そういうものも含めての漏えいがないのかといった不安を持ちながら使っているということがあるのではないかと思います。また、プライバシーポリシーについては、様々なところでプライバシーポリシーと掲載されていますので、一定程度の理解というのは進んでいるかなとは考えられるんですけれども、ただ、どのような情報が取得されるかとか、そういうことなんかもきちんと理解しているという人は多くはないんじゃないかと思います。ですので、取得される情報について、分かりやすい場所に分

かりやすく記載していただきたいと思います。

情報取得の仕組みを理解していないために、ネット利用を不安に思う利用者も多いのではないかと思います。先ほど事例の中で、一度検索したら同じ広告が出てくるというので不安だと、個人情報心配とか言っている方ですと、ターゲティング広告の仕組みとかそういうものが理解されてないということから、何でも不安になるということかと思っておりますので、利用者情報の収集の仕組みについて、一般利用者に対して何らかの方法で周知していただきたいと思っております。

8ページ目をお願いいたします。これが最後のところなんですけど、利用者に情報の提供について確認の機会をお願いしたいと思います。今まで見てきましたように、ネット上で収集される情報について、不安に思う利用者も多いと思っております。そこで、ウェブ閲覧履歴とか購買履歴、位置情報、端末識別情報などのデータを収集する場合は、情報収集、利用の諾否、承諾するとかしないということを確認する設定を考えていただきたいと思っております。現在でも、利用する場合は位置情報を取得しますかと聞いてきたり、Cookieを使用しますかみたい聞いてきたりするというサイトもありますけれども、これは、ぜひ全てのサイトで聞いてきていただきたいと。自分の情報は自分で選択できて、そこから承認するとか、しないといったことを自分で選べるという、選択できるということが必要と思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

また、それらの情報を第三者に提供する場合についても、同様に諾否の確認をするという設定を考えていただきたいと思っております。設定なんですけれども、とにかく簡単で、承諾しないというのが簡単な操作で行えるということと、分かりやすい位置に、どのサイトでも同じように分かりやすい位置にあって、そして、「いつでも更新」と書いたんですけど、変更が可能だということも必要だと思います。何しろ利用する人が選択できるということが重要と思っております。

私の発言は以上です。よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

【大橋座長】 石田様、どうもありがとうございました。また、後ほど意見交換のほうらせていただければと思います。ありがとうございました。

次は、NACS様から御説明をいただけるということですので、よろしくをお願いいたします。

【日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 奥原氏】 ただいま御紹介にあずかりました、NACSの奥原でございます。本日は貴重な機会をいただきまして、

ありがとうございます。

本日は、私どもの団体からは簡単に団体の概要に触れさせていただきまして、現在、総務省様、それから本検討会で話し合われている電気通信事業におけるガバナンス強化に向けた方策3つに関して、意見を述べさせていただきます。

2ページ目をお願いいたします。では、まず、「NACSとは」でございますが、沿革がこちらに書かれておりまして、私どもの団体の特徴としまして、2つ下に挙げさせていただいております。全国7支部で構成をされておりまして、約2,400名の会員が、様々な主体と活動しております。長い団体名でございますけれども、幾つかの消費生活に関わる資格者で構成をしております。沿革の2018年にもありますように、創立30周年を2018年に迎えて、30年を超える実績がございます。私どもの団体は、消費者利益と企業活動の調和を図り、社会に貢献するというを目的に活動しておるんですが、元消費者委員会委員長の河上正二氏を新しい会長にお迎えしまして、さらなる活動の充実を図っているということです。

3ページ目をお願いいたします。私どもの活動、主な柱としては3つありまして、まず1つは消費者相談です。そして、2つ目は消費者教育、啓発活動、そして、3つ目に消費者や他の消費者団体、企業、行政との連携ということで、本日のこうした機会も3つ目の活動に当たるかと思えます。詳細はこちらに書かれたものを御覧くださいませ。

では、5ページ目をお願いいたします。ここからは早速、意見をお話しさせていただきたいと思うんですけれども、まず、本日は基本となる考え方をお話しさせていただきまして、こうした考え方に基づいて、消費者の立場、消費者の視点として何が求められるのか、こういうことをしていただくよいのではないかとということで、お話をさせていただきます。

まず、基本的な考え方ですけれども、個人の権利利益の保護というのは言うまでもないわけなんですけど、2つ目の誰一人取り残さない、これはSDGs、今はブームになっていると言ってもよいのではないかと思いますけれども、こうしたことを背景として、いろいろな行政での企画や事業者、団体様、事業者様もちろん、その中では重要なキーワードになっていると思いますが、誰一人取り残さないということに、本当に意図するものというのが何なのかということも、今日の意見の中に併せてお話をさせていただきたいと思えます。

それから、2つ目の消費者団体として唯一の認定個人情報保護団体としての意見もござ

います。認定団体については、詳しく興味のある方は御覧いただければと思うんですけれども、私どもは消費者団体として、唯一の認定個人情報保護団体でありまして、私たちに求められる役割は何かということ、ここに3つ挙げさせていただいております。後のスライドにも関わってきますけれども、消費者の権利ということでは、消費者の定義というのが必ずしも適正ではない。特に脆弱性という観点も非常に重要です。それから、事業者独自の適正な情報の取扱いの支援、ただ、私は、これは個社では限界があるとも感じております。そして、行政施策の支援、こちらは幅広く、いろいろな活動の仕方があろうかと思っております。

6ページ目をお願いいたします。ここから具体的に入っていくわけなんですけれども、電気通信事業におけるガバナンス強化の必要性というのは大賛成でございます。今回、いろいろ話し合われている方策につきましては、おおむね賛成でございます。この資料の構成ですけれども、おおむね賛成、ただし、こうしたことをぜひ反映していただきたいということが、今のピンクの賛成のところに意見として記載をさせていただいておりますので、そのように御覧をいただければと思います。

まず、ガバナンス強化の必要性のベースとなっていることの問題意識を3つ、ここに挙げさせていただいております。それぞれの限界ということで、個人が本当に適正に管理ができるのか、それから、事業者様におかれましても、非常に複雑化、スピード感を持って、様々な取組が進んでいる中で、消費者と事業者、事業者間の情報の非対称性が生じる状況の中で、個々の事業者様に依存する、そこが適正に法を守ってやっているから大丈夫だろうということに、果たして安全が担保できるのかということと、法制度、個人情報保護法と非常に親和性があるところではありますけれども、個人情報保護法は、あらゆる分野を対象としている法の性格上、必要最小限度の規律にとどまるということは宣言がされておりますので、こちらも法の限界が非常にあると考えております。

7ページ目をお願いいたします。方策1ですけれども、各方策について、細かくお話ししていくと時間がなくなってしまうので、賛成のところは資料を御覧いただければと思いますけれども、対象となる情報、リスク対策に対する情報に関しては、されるべき情報でありますし、あと対象となるもの、これもいろいろと物議を醸しているところではありますけれども、こちらに記載されているとおり、「2020年12月、欧州委員会は」ということで、新たなこうした両規則の核心となるオンラインプラットフォーム、特に商品やサービス、情報のプロバイダーと消費者を結びつける仲介的なプラットフォームの規制

には動いておりますし、消費者の脆弱性ということに関しても、年齢ですとか様々な取扱いの不得手なことのみならず、一般的な消費者であっても、情報の取得のされ方によっては全ての消費者、利用者が脆弱であるとも定義がある中で、まだまだ基準が明確でない上に成り立っているのです、さらに厳しくしていったほうがいいんじゃないかという議論も出ていますので、まさに国際的なレベル感に整合していくという意味でも、是非に進めていただければと思っております。

8 ページ目をお願いいたします。こちらは総論に対する賛成意見なので、資料を御覧くださいませ。

9 ページ目をお願いいたします。方策 1－①の 1、利用者情報の適正な取扱いに係る規律に対しては、意見として、それぞれのポイントで述べさせていただいております。全てに共通するものではあるんですけども、①の下線にありますように、措置を講ずる事業者様が分かりやすいように、そして、何をどこまで、どのようにすればいいかというのが適切に実施されないと、ひいては消費者にとって安心、安全にはつながりませんので、ぜひガイドラインに事例を多用して、運用が円滑になる工夫というものをさせていただければと思います。それから、③ですけれども、新たなリスクに遅滞なく対応できる点は非常に重要だと思っておりますので、こうした記述もぜひ入れていただいて、機動的に活動できるものとしていただければと思います。

10 ページ目をお願いいたします。こちらの方策 1－①の 2 に関しましても、下線の部分が特に重要なものと置いておりますので、御覧ください。ここでのポイントは、規律は目的ではなくて、適正に、安全に取扱いされるために何を具体的にするのかということを確認にということ申しております。

11 ページ目をお願いいたします。こちらにも意見のところで、利用者が理解できるようにということの実効性を担保していただくために、2 つ目にありますように、利用者が何を理解して情報を提供すること、あるいはしないことによってどんなリスクが想定できるのかということが分かるような解説ツール等を準備していただければと思います。

12 ページ目をお願いいたします。こちらにもセンシティブな情報を扱いますので、ぜひ適合維持義務を課していただければということを書いております。

14 ページ目をお願いいたします。それから、重大事故に関してですけれども、事業者様からはパブリックコメント、義務化要件の具体的な事例とは何かということや、おそれというのはどこまで入るのかということが言われていたかと思っておりますので、この点を具体

的に、丁寧に解説をいただければということ、それから、下の「実施する場合は」ということの2つ目のポツですけれども、下線部分の省庁間で情報共有を図る、難しい部分もあるかと思いますが、横断的な対応が可能な仕組みについても、ぜひ検討していただければと思います。

15ページ目をお願いいたします。ここでも利用者がどのように情報を理解するかといったことが非常に重要ですので、必要な情報の届け方、見せ方、情報量等を工夫していただきまして、アクセスがしづらい等の責任が利用者のほうに転嫁されないようにということをご注意いただければと思います。

そして、次の「おわりに」ということで、消費者が安心、安全に使っていくために、丁寧な使い方を事業者様に示していただくとともに、信頼を構築できる仕組みを進めていただければと思います。

どうもありがとうございました。

【大橋座長】 奥原様、ありがとうございました。それでは、後ほど意見交換をさせていただきます。

続きまして、最後となりましたけれども、My Data Japan様からも御説明いただけるということですので、御準備よろしければ、お願いしたいと思います。

【My Data Japan 太田氏】 ありがとうございます。My Data Japanの太田と申します。今日は機会をいただきまして、ありがとうございます。我々からは、ガバナンス検討会が提案する法改正の方向性について、御意見を発表できればと思います。

2ページ目をお願いします。まず、My Data Japanについてなんですけれども、私たちMy Data Japanは、政府や企業から独立した市民の立場で社会課題に取り組むシビル・ソサエティとして、個人がパーソナルデータを自分自身のために使い、自分の意思で安全に共有できるようにするという個人中心のデータ活用を推進している団体でございます。日本において、デジタル化を進めていく上で大切なことはデジタル化が市民のためのものであるということが大切であると考えております。

3ページ目をお願いします。電気通信事業法の法目的を改めて確認をさせていただければと思うんですけれども、こちらは通信サービス利用者の保護、通信の信頼確保というところが法目的になっております。今日、一番強調させていただきたいスライドは、個人的にはここになるんですけれども、そもそも通信サービスの利用者の保護、通信の信頼の確保ということで、これまで通話やメールといった、どこに電話をかけているのか、誰にか

けているのか、どんなメールをやり取りしているのかというのは通信の秘密として保護されてきています。その中には個人情報も含まれていますし、含めていないものも含まれています。そこから時代も変わって、ウェブサイトやアプリを皆さん使うわけなんですけれども、どういうウェブサイトを見ているか、どういうアプリを使っているか、どういうコンテンツを見ているかということに関しては全く保護されていない、全くと言うと語弊がありますけれども、電気通信事業法の中では保護がされていないという状況が、まずおかしいのではないかと考えております。

そもそも自分がどこに電話をかけている、どこのウェブサイトを見ているというのは同じ類いのプライバシーの情報であって、ウェブサイトはどこを見ているという情報が、あるウェブサイトに行くと何十社という会社が、自分がどこのウェブサイトを見ているかという情報を、自分が全然知らない人がいつの間にか収集をしているという状況になってまして、利用者からしてみると、私の通信は筒抜けになっていると。通話やメールに関しては、電気通信事業法の通信の秘密ということで保護はされているんですが、現状、ウェブサイト、アプリの利用履歴ですとか自分の行動履歴というのは保護されていないというところに関して、今回の法改正の方向性では、そういった部分も一定の規律が及ぶようにしていこうというものであると考えています。これは国際的に見ても当然のことでありまして、一市民からしてみると、自分がどういうウェブサイトを見ているのかというのを、どこの馬の骨とも分からないどこかの企業がいつの間にか集めてマネタイズしている状況というのは、市民としては非常に不安な状況になっていると考えております。

4 ページ目、5 ページ目をお願いします。ここからは新経済連盟さんの懸念点への反論と書かせていただいておりますけれども、先ほど今日発表のあったACCJさんをはじめ、日本経済団体連合会さんや経済同友会さんの発表への反論にもなるかと思えます。まず、懸念点①への反論ということで、ネット利用企業、デジタルサービスを広範に網にかけた規制強化を行おうとしているということを懸念点として挙げておりましたけれども、今回の提案は、現行法でも規制対象になっている電気通信事業者と電気通信事業を営む者に対して、利用者情報を保護する一定の義務を課すものですので、広範に網をかけた規制強化ではないと考えております。

整理をさせていただきたいんですけれども、6 ページ目をお願いします。電気通信事業法の主な規律が及ぶのはオレンジ色の部分で、登録・届出が必要な電気通信事業というところがございます。薄い緑の電気通信事業というところは、これは現在、検索やSNS、

ホスティング、モール、アプリストア等も既に含まれておりまして、濃い緑の電気通信役務を提供する事業者というのは主な規律が及んでいない部分でございます。

7ページ目をお願いします。今回、規制の対象となるものは、黄色の部分と薄い緑の電気通信事業者と呼ばれる事業者と電気通信事業を営む者の範囲であって、これは今までと変わるものではありません。なので、広範に網をかけた規制になるというわけではないと考えております。

8ページ目をお願いします。対象が変わるとするのは、単に巨大SNSと巨大検索を、これは現行法ですと電気通信事業営む者であったものが、1,000万人以上のSNSや検索については電気通信事業者に格上げをしようというものですので、範囲を広範に広げるというものではないと理解をしております。

次に9ページ目、懸念点②をお願いします。こちらは二重規制や過剰規制をもたらすことということが懸念点として挙げられておりまして、あらゆる企業は電気通信事業法も理解した上で対応を行うことが必要ということが書いております。まず、「あらゆる企業は」と書いてありますけれども、あらゆる企業でないことは前述のとおりでございます。

二重規制であるということに関しては、10ページ目をお願いいたします。電気通信事業法の目的は最初に確認したとおり、通信サービスの利用者保護と通信の信頼の確保でございます。通話やメッセージのやり取りを中心に守ってきたんですけれども、それが環境の変化からウェブの閲覧やアプリの利用というところがどんどんメインになってきております。この目的の1番と2番、通信網の利用者の保護と信頼性の確保を守るために、通信の秘密に加えて電気通信役務利用者情報を守ることというのを提案されていると考えております。先ほども申し上げたように、現在の通信の秘密にも個人情報も含まれておりますし、個人情報でないものも含まれています。法人の情報も含まれているというところで、これまでも通信の秘密に対しては個人情報も含まれていて、その場合は個人情報保護法も電気通信事業法も守るということになっているので、これが今回の改正によって二重規制になるというものではない。そもそも、もともと二重規制でもないということでございます。

事例として、11ページ目をお願いします。これも異なる法目的で1つのものに対して2つの法律で守っているという事例ですけれども、まず、1つの建物に対しては、建築基準法と消防法という2つの異なる目的の法律があるわけなんですけれども、1つのビルに対しては、建築基準法も消防法も遵守しなければなりませんということが国土交通省の資

料からも出ておりますし、これは二重規制と言われたこともないですし、適切に運用されている事例だと考えております。

12ページ目をお願いします。懸念点③ですけれども、今回の法改正の方向性が異常なガラパゴス規制であるという意見が出ております。ただ、ウェブの閲覧履歴やアプリから筒抜けになっているという問題については、ヨーロッパをはじめ、アメリカの幾つかの州でも既に規制がされております。むしろ現在、先進国の中でデジタルID、端末を識別するようなものに関して、それ単体で特に規制がないというのは日本だけだという認識でおります。むしろ日本の現状が異常なガラパゴスになっていると思いますので、今回の法改正の方向性については、それを世界レベルに引き上げる。むしろガラパゴスから抜け出すための一歩なのではないかと考えております。

13ページ目をお願いします。ここからはMy Data Japanとしての意見と提案をさせていただきます。

まず、14ページ目、改正提案に対する意見としては、デジタル化推進のためには、通信に対する信頼の確保が不可欠です。つまり今までいろいろな、ケンブリッジ・アナリティカ事件ですとかリクナビの問題、LINEの問題、いろいろありましたけれども、これらの問題に根本的に対応していくということには、デジタル化の推進のために不可欠ですので、提案された改正の方向性に関しては賛成をしております。

15ページ目をお願いします。今回の改正は、電気通信サービスの環境の変化に即応したルール変更であると考えておりまして、各所で引用されているアジャイルガバナンスというものを体現したものであると考えております。こちらは「誰一人取り残さないデジタル化」というものが今、総務省をはじめ、デジタル庁でも掲げられておりますけれども、それを実現するためにはアジャイルガバナンスというものを法則に回して、重点をどこに置くべきかというところは自明だと思うんですけれども、消費者の保護や個人の権利というところに重点を置くべきでありまして、既得権益の保護や財界の都合だけが反映されるようなものではあってはならないと考えております。

次に、My Data Japanの提案でございます。今回の方向性には賛成するんですけれども、課題もあると思います。まず、閲覧履歴、アプリのウェブサイトやアプリの利用履歴、行動履歴が筒抜けになっている問題に関して、今回、電気通信事業を営む者のみを対象としているんですけれども、それでは狭過ぎるかと考えております。一般の市民の立場からしてみれば、どのようなウェブサイトであっても閲覧の履歴というのが第三者に筒

抜けになっているということは、非常に不安に思うはずで。ですので、そのような仕組み、第三者に閲覧履歴を取得させているようなもの、そういった仕組みを設置する事業者は全て対象として義務を課すべきだと考えております。

もう一つですが、今回の新経済連盟さんをはじめ、財界の過剰にも見える反応には、電気通信事業法の義務の対象が分かりにくいことも一因と考えております。私自身、電気通信事業を営む者が、どの範囲なのかは分からないというのが正直なところですので、どのようなものがどのような義務を負うのかというのを分かりやすく伝えるようにすべきだと考えております。

最後に、プラットフォームサービスに関する研究会の話についてなんですけれども、プラットフォームサービスに関する研究会の中間取りまとめ、去年の9月に出されたものですけれども、これは提案の1に係るところなんです、利用者端末等を取り扱う者の全てが保護すべき義務を負うこととすることが考えられるとされておりました。我々、My Data Japanとしても、プラットフォームサービスに関する研究会の中間取りまとめの方向性には賛同をしておりますし、一市民、利用者の立場からすると、どのウェブサイト、どのアプリであっても第三者に自分の利用履歴が盗み見られている状況というのは改善すべきであると考えております。

以上、My Data Japanからの意見でございます。ありがとうございました。

【大橋座長】 太田様ありがとうございました。後ほど、これから意見交換をさせていただきます。

以上、6者の方々から御意見いただきました。大変丁寧に御説明いただいてありがとうございます。これから意見交換をさせていただきたいと思っております。プレゼンターの数が多いものですから、意見交換は2つに分けてさせていただこうと思っております。最初のパートで、ACC J様と、あとJAIPA様に対する御質問、あるいはコメントをいただいて、そこで一旦、区切りとさせていただきたいと思っております。その後、残りの方からのプレゼンに対する御質問を受けるということで、2つのパートにさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、ACC J様と、あとJAIPA様に対して、構成員の方々から御質問などありましたら、チャット欄にいただければ、私のほうからアサインさせていただきます。それでは、まず、森構成員のほうからお願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。皆様、御説明ありがとうございました。私はA

CCJさんに対して、質問を幾つかさせていただきたいと思います。

3ページに表がありまして、電気通信役務利用者情報の中で、通信の秘密と個人情報保護法で保護されるべき情報が含まれる右側に、上半分と下半分みたいに書かれています。ACCJさんの御意見としては、個人情報保護委員会でやるべき個人情報と、電気通信役務利用者情報の重複がよくないということだと思いますけれども、それは通信の秘密についても同じように言えることなんでしょうか。つまり、通信の秘密についても個人情報と通信の秘密の重複、総務省と個人情報保護委員会が両方権限を持っているという状態は解消されるべきことなんでしょうかということが1点目です。

それから、もう一つなんですけど、それと同じように、通信等の関係でお話をいたしますが、どこまでが通信の話で、どこまでが個々のサービスの話かということです。トラックと生鮮食品のような御説明をされていたと思いますが、同じように、その例を使って御質問をいたします。消費者が銀行と電話をしていて、電話の通信が傍受されましたというときに、その傍受に対して対応すべきは総務省なんでしょうか、金融庁なんでしょうかということです。私としては、今の状況は、皆さんが通信を使って、皆さんがスマホを使っていろいろなことをする、いろいろなサービスにアクセスするという状態は、一定のところまでが通信で、一定のところから先が個別のサービスだと思っています。ですので、通信の部分というのはどうしてもあると思うんです。ですので、今のお尋ねについては、通信傍受は総務省だろうと言っていただけだと思いますけども、確認の趣旨でお尋ねしたいと思います。

次は4ページ目です。4ページ目の御説明の最後に、ヨーロッパでの議論がある中で、後追いの議論をするのはなぜかということがありましたのがよく分かりませんでしたので、もしよろしければ御説明いただければと思います。

それから6ページ目です。ガバメントアクセスの話だと思いますけれども、ガバメントアクセスは国によって違いますし、利用者が上に立つ脅威だと思っています。事業者が利用者に対してガバメントアクセスについて完全に説明できているかということ、そんなことはないと思っています。少なくとも日本の事業者はそうですし、それはグローバルな事業者さんであってもそうではないかと思っています。

そこでお尋ねしますけれども、そもそも設置場所がリスクに関係ないとお考えなんでしょうか。そうでなくて、設置場所がリスクに関係するのであるとすると、それをユーザーに教えることがなぜ駄目なのか不思議に思いました。JAIPAさんの話にもありました

けれども、設置場所を明らかにすることはユーザーの信頼に大きく関わることであると思います。ですので、なぜ設置場所をユーザーに教えられないのかということをお教えいただきたいと思っております。

御質問をまとめますと、1番目は通秘と個人情報の重複も同じように解消されるべきなのかということ。それから2番目は、銀行とユーザーの電話の傍受は総務省でやるべきか、金融庁でやるべきか。3番目にヨーロッパでの議論がある中での後追いの議論云々のところの御説明をいただきたいということ。それから、4番目に設置場所です。ガバメントリスクの大小やユーザーの信頼感、安心感に関係するんじゃないかと思っております。関係ないということであれば、それで結構ですけども、関係あるということであれば、設置場所をお教えあげることがなぜ駄目なのかということについて御説明をいただきたいと思っております。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。数件質問もございますが、ある程度まとめさせていただきます。その後、御回答をお願いできればと思っております。それでは、古谷構成員、お願いいたします。

【古谷構成員】 ありがとうございます。NACSの古谷です。私のほうからは在日米商工会議所さんに意見と質問を一つずつです。

まず、意見なんですけれども、二重規制、これはどなたもおっしゃっていますけれども、御説明の中で電気通信事業法について、何か個人情報保護法と同じような理解をされているように見受けられたんですけれども、皆さんがおっしゃっているように、法律が違えば目的も対象も規律も異なるといった意味で、二重規律にはならないのではないかなと思っております。

質問です。説明の中で、重要な内容として、DXの推進、イノベーションの促進として、事業者の利益を強調されているように感じました。そもそもDXは人々の豊かな暮らしを目指すものではないかと。そういった意味で、電気通信事業法で目指す利用者の保護については言及がありませんでした。電気通信事業法の目的に沿って責任を負うべき事業者は誰であるのか、それをどのようにして、それらの事業者が利用者の保護を図るかといったところが大変重要な論点になっているかと思っております。利用者の保護は個人情報保護のみならず、通信の秘密の保護、知る権利の保護、あるいは自由な発信の保護、あるいは問題が発覚したときに救済されるといったことが非常に重要になる。そういう意味で、適切なガバナンスとともに事業者が説明責任を果たさなければいけないと思っております。

ども、このような利用者の保護について、どのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 2点お願いします。JAIPAさんのほうは基本的に賛成の御意見ということですが、今回、規制が強化されるという御意見が事業者の方から多く来ております。これに関し、今回検討している対策において、JAIPAさんに加盟する事業者が影響を受けるのか、受けないのかという点に関する質問が1点目です。2点目は、今回、中小企業が、この規制の影響を受けて対応が大変だという御意見をいただいているところなのですが、JAIPAさんは中小企業の方もいらっしゃるということで、中小企業の方々は今回の規制に対し、どういう御認識でいらっしゃるのかというところを伺えればと思います。よろしくお願いします。

【大橋座長】 ありがとうございます。ほかに構成員の方で御質問等ございませんでしょうか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

それでは、3名の方から御質問コメントございましたので、よろしければ、まず、杉原様のほうから御回答なりいただくことができますでしょうか。

【在日米商工会議所 杉原氏】 私からまず、回答させていただきますが、足りないところはほかにもメンバーの者が参加しておりますので、適宜対応させていただければと思います。

まず、森先生からいただきました質問です。通信の秘密について、通信の秘密は憲法上の規定ですので、私たちはみんな、国民も、そして役所も、また、代表であるいろいろな方々も守るべきものでありまして、私たちがここで申し上げているのは、通信の中身に対して、データを選別してそれを規制の根拠にすることはいかがなものかと申し上げておるわけでありまして、もし通信の中身についてやりたければ、それは第三者委員会がやるべき話であって、個人情報なら個人情報保護委員会で、法人情報であれば公正取引委員会という整理をする必要があるのではないかと申し上げます。

10年ほど前に、ACCJから、総務省がそのルール領域にまで法権限を広めるということであるのであれば、アメリカのFCCのように第三者機関にあるべきという提案書を出したことがあるんですけども、その後、総務省の皆様方は非常に慎重にお進めになっているので、一旦その意見は取り下げてはおりますけれども、通信の中身というものに

ついて、当局としては、もっともっと慎重であるべきだというのが私たちの意見でございます。

2つ目です。銀行の傍受の話、トラックと私が申し上げたからと話しましたが、銀行と利用者が通信を傍受されて被害が被ったということになるのであれば、まず、通信の傍受、その通信の瑕疵については総務省の責任でありますけど、傍受そのもの自身は裁判所の命令がない限り、これは犯罪であると理解をしております。それから、そのことによって金銭的な被害を被ったのであれば、それは銀行とお話し合いするべきでありまして、そのときは金融庁並びに当局が出てくるであろうと思いますので、ここの議論とは全くかみ合わないと思います。

3番目の後追いですが、申し上げているのは、皆様方も利用していたら、よくあると思いますけれども、スマホでC o o k i eに同意ですねということで、「はい」を押します。これに実態があるのかということが議論されているということでもありますし、また、新しいいろいろなテクノロジーによってC o o k i eでなくても、いろいろな形で消費者の保護をしながらITを進めるという、いわゆるアドテクの中でも進んだ権利者保護のテクノロジーも出てきている中で、今、それを早急にやるということが後追いに近いという話をしたのでありまして、もっといろいろなテクノロジーや、いろいろなサービスが出ることを見ながらやればよいと思いますし、そもそも、これそのもの自身が個人情報保護委員会で議論すべき話であって、なぜこれが電気通信事業の中身として議論されているのか、そこが不思議であると思います。

4番目、ガバメントアクセスの問題とおっしゃっていただいたところですが、まさにガバメントアクセスについては、日本政府もそうですし、米国政府もOECDで、今、国際的なルールを決めているところでございます。なので、私たちそのもの自身もガバメントアクセスについては、きちんとした規範が必要だと思っておりますし、きちんとした規範が決まるまでは、会社の責任、企業の責任として、利用者に選ばれないと、企業というのは存在しませんので、なすべきであると考えております。

私が最後に申し上げたのは、積極的にSNS、検索、そして、1,000万人という閾値、この合わせ技で、最終的に米国企業だけが狙い撃ちされていまして、いわゆる懸念国企業のサービスみたいなものは全くここでは入らない、懸念国に利用者の情報を置いていた日本のLINE様が問題を起こしたのでありまして、なぜそれがここで話し合えないのかということのほう不思議であります。なので、経済安全保障の観点から考えても、同盟

国、あるいは国際的な標準を是としている国々と、また、考え方が違う国々とそれは違って当然であると思いますし、先ほど申し上げたように、OECDで既にガバメントアクセス等々についての問題を話し合っているのです、その結果を待ちたいと思います。

次に、古谷先生のお話ですけれども、ここも似たようなところがありまして、私たちは何も、全くもって総務省が規制をするなど言っているわけではありません。電気通信事業法として、通信の安心、安全、そして伝送の確保というものに対して規制をされるというのは、何らリーズナブルな話であると思っていまして、繰り返しになりますが、そこが軒を越えて、データの中身について選別をし、このデータは電気通信役務利用者情報があるから、さらなる義務を課すというのはおかしいのではないかと。すべからず通信はみんな、例えば私が子供と電話していても大事なものであると思いますので、そういう中身の選別ということについておかしいのではないかと。そして、中身がデータであれば、しつこく申し上げますけど、個人情報であれば、個人関連情報であれば個人情報保護委員会、個人情報保護法が何人かの皆様方のお話を付度すれば、気に入らないとか不完全であると思われる節がないわけでもないですけど、それは個人情報保護委員会の場でお話をされるべきなのであって、総務省ではないというのが私たちの意見であります。

法人関連情報、法人の情報については、基本的には公開されているというものでありますけれども、公開されていないような情報に対しても、これは第三者委員会、考えられ得るところでは、公正取引委員会等々でやられるべきものではないかと思えます。

それから、事業者の利益ばかりを強調していると言いましたけれども、そこは全く違ひまして、結局、事業者に過重な負担を課すということは、コストがユーザーに落ちてくるということです。なので、私たちとしては、先ほど申し上げましたけれども、明快で、そして透明性の高い、また、責任のある、そういう形で規制をしてほしいという形でありまして、できる限り、そのコストを利用者にかけたくないと言っているわけでありまして、その点を理解していただきたいと思えます。

同じところですが、電気通信事業法で保護されているということはもちろんでございますし、企業そのものは、これも繰り返しのように申しますけれども、消費者から選ばれないと企業というのは存続できないわけでありまして、企業が存続するには消費者の信頼が必要です。あるいは消費者の信頼を得てサービスを行っている、もちろん中には不十分なところがありますけれども、それは改善、あるいは改定しながら進んでいっているのでありまして、新しいイノベーションを取り入れつつ、そして、利用者の保護を守り

ながらやっているということでありまして、これは電気通信事業法があろうがなかろうが、これは企業として当たり前の責務であると考えております。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。JAIPA様のほうから何かございますか。

【日本インターネットプロバイダー協会 立石氏】 上沼先生からの、1つの規制強化の話と中小企業の話なんですけれども、電気通信事業法改正全体として見ると、おそらく何らかの影響は出てくるとは思います。ただ、少なくともここのお話を聞いている分に関しては、そもそも電気通信事業者で、今まで電気通信事業法下の中で、通信の秘密等々、それから通信の安定性という部分に関しては、個社がずっと努力してやってきたことで、もうインターネットが始まる前からやっている話ですので、そんなに大きな規制強化だという話は、私のところには来ていませんし、私自身もそんなには思いません。

それから、もう一つ、中小企業の件ですけども、これは大きくても小さくても電気通信事業でして、私ももうISPを26年ぐらいやっていますが、最初からやっていることで、通信の秘密で大変なことは多くあります。裁判所からじゃなくて、警察からの事件照会などで迷うということは、中小企業は20年以上ずっとやってきている話なので、それに関して、特に中小だからというのはありますけど、それは今に始まった話ではないという認識です。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。若干、お時間が押しているんですが、もし先ほどの御回答に対しても含めて、構成員の方からあればと思いますが、森先生、よろしくお願いします。

【森構成員】 杉原さんに御回答いただいた点なんですけども、御回答ありがとうございましたなんですが、私の質問には答えていただいていないような気がしまして、まず、最初の中身に関することをやるんだっただけということですけども、それが全く意味が分かりませんでした。今回の利用者情報関連というのは、中身について全くニュートラルで、どこかに置く場合には、どんな事業が、それこそ先ほど食品かとか、金融機関かみたいなのはありましたけど、そんなの全く関係なく対象になりますし、それから外部送信、ウェブサイトのタグの問題等、情報収集モジュールの問題は、そういった形で情報収集をするのであればということで、これは事業の種類、食品や金融機関ということは全く関係なく、完全に内容をニュートラルに行われる規制ですので、中身がということの趣旨が分かりま

せんでした。これが1点目です。

もう一つはガバメントアクセスなんですけども、懸念国かどうか重要であるということとほかでの議論、国際的な議論なんでしょう、それを待てということですが、そんなことは全然聞いていなくて、私がお尋ねしているのは、なぜこの時点でユーザーに公表するのが駄目なのかということなんです。御心配いただかなくても、ユーザーは懸念国に対する懸念を持っているわけです。だからLINEが中国に置いていました、中国からアクセスさせましたということで炎上したわけですよね。なので、懸念のないところに置いていただければ、それで全然構わないですし、そうでなければユーザーに教えてくださいということだけなんです。これだけ問題が顕在化しているのに、どうして国際的議論かどうか知りませんが、それを待たなきゃいけないのかというのが私の疑問です。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。ほかの構成員の方で、お時間もありますが、追加があればあれですけども、大丈夫ですか。

【古谷構成員】 古谷です。私もいいですか。

【大橋座長】 お願いします。

【古谷構成員】 消費者に選ばなければいけないということで、当然やっていますということをおっしゃったんですけども、実際はそういったこと、つまり市場原理が働かないことも多々あります。事業者が必要な情報を提供していないために、事業者を選べなかったり、インフラになっていることで、消費者が選べる状況にないということもあることから、適切な規律といったものは必要になるかと思います。これは意見です。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。若干お時間押していますので、もし杉原様のほうから何かあれば、いただければと思いますけれども。

【在日米商工会議所 杉原氏】 森先生のほうからいただいたガバメントアクセス等についての話ですけども、ガバメントアクセスだけではなくて場の公表、それについて言えないのはなぜかという話ですけども、グローバルでビジネスをしているところ、これは米国企業であれ、日本企業でも同じですけども、グローバルでデータは動いておりまして、データがグローバルに回ってあると。ですので、その中で、どのデータがどこの国にどういう形で所在しているということを考えること、そのもの自身が非常に難しいと思っているからであります。なので、国際的な規範とかアグリーメントの中で、私たちはオペ

レーションをしていますという形でお話しているのであって、懸念国等々については、森先生もおっしゃっているように、米国企業はそもそも私も申し上げましたけど、オペレーションをほぼしていない状態の中でやってきているわけなので、なぜ言えないのか、なぜその場所がということについては、そもそもグローバルにインターネットが回っているわけで、そこの中でのビジネスで、ダイナミックにあるデータ等の所在をスタティックにお話をするということは非常に難しいとお考えいただければと思います。

それから、1点目のところでございますけれども、むしろ、だからこそ私たちは電気通信や伝送の安心、安定に関することは電気通信事業者法でやられてくださいと申し上げているわけです。そこと個人情報保護委員会、ないしは公正取引委員会がきちんとお話をし、整理をして、やればいいという話をしているのであって、今回のこのことについては、そういう形での整理が見受けられず、オーバーラップが考えられると。そういう意味で二重な規範をつくらうとしているんじゃないですかと。かつ総務省の規範は、個人情報保護委員会が出しているよりも、かつ広範な規範であるがために、私たちに対して過剰な負担を与えていると思っているということでございます。

古谷先生の御指摘は誠にそのとおりでございまして、何らかの規則は必要であり、そのことを何度か申し上げていますとおおり、否定しているわけではございませんが、もちは餅屋というか所管、あるいは、やるべき事業法が、どのことについて規制をかけるのかということ整理する必要があると思っている次第でございます。

以上でございます。

【森構成員】 すいません、ダイナミックでグローバルというのは分かりましたけれども、そんな100も200もあるわけじゃないでしょうから、今、この時点で必ずこのことを言うていただく必要はないので、最大この辺りに行きますみたいなことを教えていただくことは全然可能なんじゃないかと思いました。これが1点目です。

2点目は、中身の話というのは、これは撤回していただいたと思いますので、これ以上突っ込みませんけれども、二重規制でないということはMy Data Japan等が主張したとおりでです。

以上です。

【在日米商工会議所 杉原氏】 すいません。中身の話は別に撤回しているわけではございませんし、My Data Japanさんがおっしゃっていることが全てではございませんので、私たちとしては、今回の整理の仕方はおかしいと、オーバーラップしていると

申し上げているし、なおかつ、通っているデータの中身を選別して、それが規制の根拠となるということ自身ももっと考える必要があると思っていますし、中を見るのであれば、それは第三者機関であると申し上げています。

【森構成員】 中を見るというのはどういうことですか。

【在日米商工会議所 杉原氏】 通信のデータがどういう種類であるかということに、それによって区別をし、規制をするということでございます。

【森構成員】 それは先ほどの事業者の区別ということではないわけですか。例えば、これまでも通信の秘密か、通信の秘密じゃないかみたいな区別はもちろんあったわけですよ。それとは別に杉原さんのお話は、あたかも何か食品であるとか金融であるとか、そういうことの区別であるかのようにうかがえたので、私は中身の話じゃないんじゃないですかと言ったわけですけど、どういう趣旨ですか、中身というのは。

【在日米商工会議所 杉原氏】 通信そのもの、通信の伝送、それから通信の安全については総務省が規制をすべきであり、その中身、どんなデータが流れていて、それが個人情報であれば個人情報保護委員会、法人情報であれば多分公正取引委員会と申し上げているところでございます。

【森構成員】 なるほど。それは改正提案に対する誤解だと思います。中身を見て規制するわけじゃないので。

【大橋座長】 お時間もございますので、よろしければ、一旦ここで前半の意見交換のほうを区切らしていただいて、後半のほうへ移らせていただきたいと思います。

それでは、後半のほうは、主婦連様、全相協様、NACS様、MyData様の4者に対する御質問ということになるかと思えますけれども、同様にチャット欄でお知らせいただければ、指名をさせていただきたいと思えます。いかがでしょうか。また、大変申し訳ないんですけど、こうした事情ですので、若干、お時間を伸ばさせていただいて、続けさせていただければと思えます。プレゼンターの方、及び構成員の方は誠に申し訳ございませんが、お付き合いいただければと思えます。

最初に、質問のほうをまとめさせていただきたいと思えますので、まず、後藤構成員からお願いいたします。

【後藤座長代理】 ありがとうございます。1点、最後のMyDataJapanの太田様に確認というか、教えていただきたいところがございます。

資料の16ページで、①のところ、これは電気通信事業を営む者ではなく、ウェブサイ

ト全てを対象とした義務にすべきだという御提案をいただきました。この場合、それをどの場で行うのが適切かということで、お考えがありましたら教えていただきたいと思いました。例えば、電気通信事業法の延長線なのか、何かほかの場で考えていらっしゃる御提案なのかということです。ウェブサイトを設置する者となると、本当に全ての者になると思いますので、その辺りは、どういうのが適切と考えていらっしゃるのかと思って、お伺いしました。アイデアを伺えればということです。

【大橋座長】 ありがとうございます。ほかの構成員の方々からはいかがでしょうか。もし以上でないようでしたら、それでは、太田様に対して若干の御質問ということなんですが、どのような御感触かということをお伺いしたいということかと思えます。お願いします。

【My Data Japan 太田氏】 ありがとうございます。My Data Japanの太田です。

まず、ウェブサイトに関してということではなくて、まず、①では、このような仕組みをウェブサイトに設置する者全てを対象として義務を課すべきだと考えております。そのような仕組みというのは、広告のためにデータを収集している情報収集モジュールであったり、そういったものを設置しているウェブサイトを対象にすべきと考えておまして、ただ単に、ウェブサイトを公表していて、特に第三者にデータを取得させていたりすることがない者に関しては、特に義務は課すべきではないかと考えております。

それが、どのような法律で行われるべきかというところに関しては、これは最初の発表でも言いましたけれども、電気通信事業法の法目的である通信サービス利用者の保護、通信の信頼確保という目的のある電気通信事業法が適切であると思えます。なぜならば、どういうウェブサイトを見ているか、どういうアプリを使っているか、そういう情報というのは通信に関連するものでありますので、電気通信事業法が適切であると考えております。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。もし追加でありましたらということで、ほかの構成員からもいただければと思いますが、今、古谷構成員から手が挙がっているようですので、古谷構成員、お願いいたします。

【古谷構成員】 ありがとうございます。太田さんにお伺いしたいんですけども、改正提案に対する意見ということで、個人の権利、消費者保護、イノベーションと書いていただいているんですけども、現在のものを踏まえてといいますか、もっとこういったも

のが個人の権利や消費者保護としてあったほうがいいのかというところが、消費者団体の方の説明を聞いて、何か御提案などがあればお聞かせいただきたいと思っております。

私個人としては、消費者が主体的な選択であるとか、あるいは、それを確保するための事業者の説明であるといったことが重要視されるといいのではないかと考えているんですけども、太田さんの御意見があれば教えていただきたく思います。お願いいたします。

【My Data Japan 太田氏】 ありがとうございます。まさにその部分について、あまり深掘りできなかった、時間の関係でできなかったんですけども、個人の権利として、例えば、ACCJさんのおっしゃるようなところで、今、国際的に議論がされている、ヨーロッパを中心にされている中で「同意疲れ」みたいな話も出てきているのかというところはあるまして、何でもかんでも取りあえず、文章を見せて同意をさせるというところだと、個人の権利を尊重しているように見えて、ただ、これはほかの方の発表にもありましたけれども、何に同意しているか分からないよねというところはあると思います。

なので、今回の改正提案の中でも、同意またはオプトアウトというところで提案が出されておまして、どのように同意を取ればいいのか、どういう情報を見せるべきなのかというところは、ちゃんと意味のある同意なのか、もしくは、ちゃんとその人が嫌だと思ったときに、その事実が分かってちゃんと嫌だと言えるような仕組みが必要だと考えておまして、そのためには事業者側が自分の免責のように同意文書を見せて同意させるというものではなくて、ちゃんとどういう内容か理解をさせて、どこまでは、サービスを利用するためには必要なものですよ、ここからはサービスを利用するだけではなくて、その他の広告とか直接、そのサービスを利用するには必要のないものというのはちゃんと分かりやすく個人が選択できるものになっていくことが望ましいところなのかと考えております。

【古谷構成員】 ありがとうございます。同意いたします。

【My Data Japan 太田氏】 ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。せっかくの機会ですので、もしほかに全体を通じてでも構いませんが、御質問、御意見があれば、貴重な機会ではありますので、あればいただければと思いますが、皆さん大丈夫でしょうか。

それでは、すみません、森構成員からばかりで申し訳ないのですが。

【森構成員】 こちらのほうが申し訳ないです。手短かに、若干重複しますけれども、2

つ、非常にこの2回のヒアリングを経て明らかになってきたことがあると思っています。

1つ目は、本当に皆さんお聞きのとおりで繰り返しなんですけども、通信の話なのか個別事業者、レストランとか銀行とか病院の話なのかということです。これが1つ、大きなテーマだったと思います。つまり、さっきの電話の傍受のこともめていましたけれども、ウェブサイトを見るときに、あるいはアプリを使うときに、どこかまでは通信で、どこかからが個別事業者ということは、もうはっきりしていると思うんです。つまり、通信部分があるのは明らかだと思います。通信傍受と同じように、問題はどこまでが通信かということですよ。どこまでが通信かということを考えるときに、外部送信の規制、筒抜け問題について、ウェブサイトのタグとかアプリの情報収集モジュールの規制については、これは銀行や病院の話ではなくて通信の話なのではないでしょうか。先ほど全相協さんですか、同じ広告がいつも出てくる、心配だみたいな話がありましたけども、こういう問題は、基本的にはサービスを問わない一般的な問題ですよ。気になる病気のウェブサイトであったり、引越をチェックしているとか旅行をチェックしているとか、どのサービスでも同じように広告が出るわけです。

あと、そもそも論として、利用者から見ればスマホの利用で生じる問題、スマホによる通信によって生じる問題なのであって、スマホによる通信の利用が増える中で、通信の利用者を守る電気通信事業法のカバーが増えてくる、カバーの範囲、スポークが増えてくるというのは、これは仕方ないことだと思います。特に利用者として、皆様御自身もスマホの通信の利用者なわけですから、そこを考えていただきますと、その範囲が増えるのは仕方ないということではないか。通信の範囲が増えるのは仕方ないことなのではないかと思います。

2番目は、今回の改正提案が、これがまさしくアジャイルガバナンスだということだと思うんです。先ほど、My Dataさんのお話にもありましたけれども、まさに新たな技術がもたらす社会構造の変化を踏まえて、新しく生じてきた問題に対して迅速にルールや制度をアップデートするということがアジャイルガバナンスなのではないかと思いますけれども、そうだとすると、今回のこれはまさにアジャイルガバナンスの実現なのであって、こういうことを否定して何かを待てとか、そういう話をどんどんしていくことであれば、アジャイルガバナンスの看板を下ろすべきだと思います。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、大変お時間過ぎてしまって申し訳ご

ございませんでしたが、意見交換はこれまでとさせていただきます。ちなみに、杉原様のほうからチャット欄で追加の回答をいただいていますので、ここについては、何らかの形で事務局、記録に残していただくようお願いできればと思います。

【在日米商工会議所 杉原氏（チャット欄）】 追加で回答いたします。データセンターの設置場所が大事なのではなく、顧客データをどの様に守るか（暗号化やデータのチャンク化など）の方が重要。（利用者情報を置いている？）データセンターの場所を教えると、敢えてサイバーやフィジカルな攻撃をしてくれ、ということアナウンスすることになる。（ただし、殆どのプラットフォーマーがデータセンターそのものの場所などは公開している）。

【大橋座長】 大変お忙しいところ、事業者の皆様、大変短い間で御対応いただきましてありがとうございます。それでは、一旦ここでヒアリングのほうはまとめさせていただいて、続いて、前回の事業者等のヒアリングについて、事務局において考え方をまとめているということですので、事務局から御説明のほうを、お時間が押していますので、そこを勘案していただければと思います。

【古賀電気通信技術システム課長】 システム課の古賀でございます。

まずは1ページ目でございますが、基本的な考え方ということでございまして、5つ挙げてございます。電気通信事業法でございますが、法律制定以降、様々な見直しを行ってきております。技術革新の動向ですとか市場の環境変化を踏まえて制度の方向性を見直す取組といったものが行われてきているものでございます。

2つ目の、国民生活、社会経済のインフラとして、電気通信サービスの重要性がますます高まる中で、インフラの上で大量の情報が蓄積される現状において、ひとたび情報の漏えい・不適正な取扱いや電気通信サービスの停止等が発生した場合については、その影響は非常に計り知れないものになるという背景でございます。本検討会におきましては、そういった環境の変化に適正に対応するという観点から、電気通信サービスのイノベーションやダイナミズムを維持しつつ、信頼できる電気通信サービスの提供を確保するというところで、電気通信事業ガバナンスの強化という、あるべき姿を検討したものでございます。国民の誰もが安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供が確保されるといったことを通じて、電気通信事業の中長期的な発展に資するものと考えております。

また、具体的な制度見直しの方向性につきましては、事業者における自主的な取組といったものを尊重しながら、デジタル変革時代のイノベーションを促進するためには、安心・

安全な電気通信サービスの確保が不可欠であるですか、諸外国の法的な環境の変化等を踏まえて、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供の確保が急務である。あるいは、経済安全保障の観点から踏まえて、大量の情報を取り扱う事業者については、一層高い信頼性の確保、リスクへの対応が求められること、また、利用者がアプリやウェブサイトを利用する際に、タグ等による利用者の意思によらず、第三者に自身の情報が送信されている場合もあるといった課題や実態が顕在化しているということで、電気通信事業が適用される事業者として、利用者の情報を守るとともに、利用者による選択の機会を確保するというために必要最低限の対応といったものを明らかにするということが、検討を行ってきているものがございます。

その際に、電気通信事業の目的である電気通信役務の円滑な提供を確保するとともに、利用者の利益を保護することといったことで、事業者の実務や実態も考慮しながら、規律の対象や内容について、バランスの取れた措置となるように検討してきたものがございます。

2ページ目をお願いいたします。前回の会合でいただいた意見につきまして、いくつか総論と個別の論点について御説明させていただければと思っております。

まず、1つ目でございますけれども、1-1といたしまして、「広範な規制強化であり、電気通信事業法が本来規律すべき範囲を大幅に逸脱し、DXやビジネス展開の支障となり得る。」といった御指摘がございましたけれども、電気通信事業法では、他人の需要に応ずるために、電気通信役務を継続的に提供する事業を営もうとする者を規律の対象としておりまして、今回もこの考え方に変更はないといったものがございます。

2つ下がって、4つ目のポツでございますけれども、我が国の利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供が確保されるといったことは、企業活動、あるいは国民生活のDX/デジタル化の基盤となり、むしろこれを促進するものではないかと考えているものです。

3ページ目をお願いいたします。2でございますけれども、「規制の適用対象について」、「具体的な規制対象事業者の範囲が不明確であり、広範な企業が電気通信事業法の規制対象となる。」のではないかと御懸念がございましたけれども、2つ目のポツでございますが、従来より、例えば御指摘の銀行、家電メーカー等が、仮に電気通信サービスを他人の需要に応ずるために、対価を得た上で提供する場合には、その部分に限定して電気通信事業に該当し得ることになると考えております。ただ、その場合であっても、それ以外の

事業領域において、電気通信事業法が適用されるわけではございませんし、今回は政策目的に照らして、非常に大規模な検索サービス、またはSNSを提供する事業のみを新たに届出対象とすることについて検討しているものでございますけれども、DXを進めるあらゆる企業を広範に規律の対象とするものではなくて、裁量的な解釈というものはございません。ただ、裁量的な解釈との批判を受けることがないよう、現状でもありますけれども、「電気通信事業参入マニュアル」等において、明確化する必要があると考えております。

2-2で、「国際的な法制度との整合性が図られていない。」という御指摘でございますけれども、これについては、ドイツにおいて、電気通信及びテレメディアにおけるデータ保護、プライバシーに関する法律において、接続サービス、SNS、検索サービス等を提供する者における通信の秘密、個人情報等の取扱いを規律していると承知しております。

4ページ目をお願いいたします。2つ目のポツでございますけれども、検討される規律の内容につきましては、当然基本的に国際的な法制度との整合性を図ることが必要であると考えているところです。

その下、2-3の「域外適用の実効性が図られていない。」という御指摘でございますけれども、電気通信事業法の法改正、域外適用の規定が導入されておりますが、その際は、国内代表者・代理人を指定していただいて、そういった者を通じて業務改善命令、報告徴収等を含む行政措置を行う制度となっております。これを踏まえまして、既に中国の事業者を含めまして、100社を超える外国事業者が登録・届出を行っていることとなっておりますので、引き続き、実効性の確保に努めていくことが重要と考えております。

5ページ目でございます。2-4でございますけれども、「電気通信事業の届出制について、どのようなサービス／ビジネスが該当するのかが不明であり、制度として限界に達しているのではないか。」とございますけれども、こちらの届出対象となる範囲等につきましては、「電気通信事業参入マニュアル（追補版）」等において、具体的な事例とともに、考え方を整理・公表しているところでございますけれども、誤解や混乱を招かないように、今後も継続的に内容の更新を図っていくということで、規制の予見可能性を確保していくことが重要と考えております。

2-5の「『電気通信事業を営む者』の範囲が不明確である。」といった御指摘でございますけれども、「電気通信事業を営む者」といったものにつきましては、電気通信事業者及び第三号事業を営む者のことを示しておりますけれども、ここで第三号事業を営む者というのは、まずは、①他人の需要に応じるために電気通信サービスを提供する者であること、

②同種の行為を反復継続的に遂行する、③更に料金を徴収すること等により収益を得ようとする「電気通信事業を営む」といったものに該当する、全ての条件を満たすものに限定されているものです。

6 ページ目をお願いいたします。例えば、専ら自らの情報の提供を目的とする個人や企業のウェブサイトですとか、企業等の問い合わせフォーム等につきましては、第三号事業に該当しないと考えております。

次の3つ目のポツでございますけれども、外部送信につきましては、電気通信事業法に基づいて、電気通信事業を営む者を対象とすることが検討されて、対象範囲の要件は明確になっていると考えておりますし、今回の規律につきましては、電気通信サービスの利用者に選択の機会を与えるといったことを目的としておりますので、こういった事前の確認方法として複数の手法を認めるということで、規制の実効性を確保することが適当と考えております。

3の「規制の内容について」でございます。「電気通信事業法が『情報取扱いの一般法』となり、二重規制や過剰規制をもたらす。」という御指摘がございますけれども、本検討会におきましては、あくまでも、電気通信事業法の目的の範囲内で、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保するといった観点から、業法として、必要最低限の規律を検討しているといったものでございます。

次のポツでございますけど、一般的に電気通信事業者は通信の秘密に関する情報、個人情報、利用者に直接関係する情報等を総体として、一体的に適切に取り扱っておりまして、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等により、適切な情報の取扱いが確保されております。同ガイドラインにおきましては、個人情報保護委員会の事務局の確認も受けておりますし、運用面においても同委員会と緊密に連携していると承知しております。

7 ページ目でございます。3-2でございますけれども、「個人情報保護法以上の規律を課さなければならない理由が不明確であり、個人情報保護法、個人情報保護委員会に一元化すべき。」という御指摘でございますが、デジタル変革時代のイノベーションを促進するといったためには、安心・安全な電気通信サービスの確保といったものが不可欠でございます。ガバメントアクセス等のデータガバナンスにおける地政学上のリスクが高まるとともに、サイバー攻撃の複雑化・巧妙化等のグローバルリスクの深刻化なども指摘されておりますので、大量の利用者情報を取り扱う電気通信事業者には、一層高い信頼性の確保

とリスクへの対応が求められると考えております。

また、法人情報やID、アカウント名で登録された電気通信サービスの利用者の情報につきましても、個人情報ではない場合もございますけれども、そのような場合にあっては、安心して電気通信サービスを利用する観点からは、当該情報の漏えいや滅失などが起こるような情報の不適切な取扱いがなされることは望ましくないと考えております。

下に2つ下がっていただきまして、個人情報保護委員会事務局とも連携して、必要最小限の規律となるように配慮することは重要であるという考えでございます。

8ページ目をお願いいたします。3-3でございますけれども、「経済安全保障の観点から必要な規制であれば、目的に応じた適切な内容とすべき。」とございますけれども、本検討会では、国家的法益といったものも踏まえまして、業法として対応可能な必要最小限の規律を検討したものでございますし、経済安全保障との観点で申しますと、政府内において立法措置の検討が進められておりますけれども、相互に補完的な役割を担うということで、全体としては適切かつ実効的な取組が進められるものと考えております。

また、3-4でございますけれども、『電気通信役務利用者情報』の範囲が不明確であり、電気通信事業法の規律範囲を逸脱する。」といった御指摘でございますけれども、こういった御指摘を踏まえまして、保護すべき情報の範囲については、事業者や利用者の方に分かりやすく、明確化するといったことが重要であると考えております。

9ページ目をお願いいたします。3-5でございますけれども、「令和2年個人情報保護法改正において『個人関連情報』に対する規制が追加されており、その効果を妨げることのないよう、まずは同法の施行と評価を行うべき。」とございますけれども、2つ目のポツでございますが、先ほどの御紹介にもございましたけれども、プラットフォームサービスに関する研究会等において、様々な議論を踏まえて行われております。本検討会における検討では、あくまでも電気通信事業を営む者を対象に、安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保するために必要となる事項について検討したものでございまして、観点が異なるだけでなく、規律の対象となる者も限定的であると考えております。

10ページ目をお願いいたします。1つ飛びまして、3-7でございますけれども、「規律の対象となる事業者を『利用者数』に基づいて定めることは不適切。」であるとしてございますが、大規模な事業者であることの判断をする基準につきましては、利用者数が一例として考えられますけれども、具体的には、今後、事業者や事業者団体等とも連携しながら、検討を深め、実態に即した判断基準を定めていくことが必要と考えられるとしており

ます。

次の3-8の「リスク評価の具体的な内容を明示すべき。」とございますけれども、2ポツ目でございますが、今回、検討されている規律といったものにつきましては、官民共同規制という形で、一律に規制を課すというわけではなく、各事業者の実態を踏まえ、各事業者自らがリスク管理を行い、適正な情報の取扱いに関するPDCAサイクルを回すことによる情報に係る取扱規程ですとか、方針などを見直すということを期待しているものがございます。

11ページ目をお願いいたします。3-9の「サーバ設置国を公表することは、セキュリティの観点からも適切かどうか、十分に議論すべき。」とございますけれども、2つ目のポツでございますが、諸外国の法的環境の変化もある中、利用者がサービスを選択するために必要な情報を公表することについては意義があると考えております。ただ、公表に際しての具体的な記載方法については、今後、事業者の方々と調整して、セキュリティの観点からの懸念も含めて、十分考慮して調整することが必要であると考えております。

考え方の御説明については以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。既に大幅にお時間が過ぎてしまっておりますので、ここで御質問とか御意見をいただくということにはなっているんですが、もし特段のものがございましたら、いただければと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、本議題については、ここの辺りにさせていただければと思います。

議題のその他で、もし事務局から何かございましたら、お願いいたします。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】 事務局でございます。本日は御議論いただきまして、ありがとうございました。

次回の検討会につきましては、引き続き、オンラインでの開催を予定しておりまして、詳細については別途、御連絡させていただきます。

事務局からは以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。本日は事業者、あるいは団体の皆様方から大変丁寧に御説明、あるいは御懸念等をいただきまして、大変ありがとうございました。また、構成員の方々も大変お忙しい中、様々意見交換をさせていただいてありがとうございました。本日の御議論をしっかり受け止めて、先へ進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き、御指導いただければと思います。

それでは、以上をもちまして、第15回電気通信事業ガバナンス検討会、閉会といたします。お時間を大幅に超えてしまいまして、また、お昼の時間かかってしまい、誠に申し訳ございませんでした。引き続き、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

以上